

## 平成28年度 第3回苫小牧市民文化芸術審議会 会議概要

日 時：平成29年3月29日（水） 13：27～14：58

会 場：苫小牧市役所第2庁舎 1階会議室

出席委員：千葉会長、松原副会長、安藤委員、伊藤委員、坂井委員、椎原委員、  
中川委員、則定委員、宮脇委員 計9名

欠席委員：内村委員

事務局：瀬能教育部次長

生涯学習課 鍛冶課長、木戸主査、飯島主査、斉藤主査

---

1 開会 （進行）鍛冶課長

2 千葉会長挨拶

3 議事 （進行）千葉会長

（1）平成28年度苫小牧市民文化芸術振興助成事業の報告について

- ・平成28年度助成事業の19件について、事務局より報告(斉藤主査)

<質疑>

特になし

（2）苫小牧市民文化芸術振興助成金交付要綱及び苫小牧市民文化芸術振興助成金交付要綱取り扱いに係る留意事項の一部改定について

- ・苫小牧市民文化芸術振興助成金交付要綱第6条、第11条、第15条（新設）の改定案について、事務局より説明（斉藤主査）
- ・苫小牧市民文化芸術振興助成金交付要綱取り扱いに係る留意事項の3（助成金）第6条関係について、事務局より説明（斉藤主査）

<質疑>

委員：今回改定の目的は。何か事例があったのでしょうか。

事務局：過去に事例があった訳ではありませんが、平成28年度の事業でいうと、活性の火などの野外フェスティバルで、例えば台風等により事業が実施できなくなった場合、現行の交付要綱だと、その扱いがどこにも記載がありません。ケースとしては想定されるため、提案させていただきました。

委員：想定しておくということですね。

会長：この改正がなかった場合、助成金の取り扱いはどのようになりますか。

事務局：現行であれば、助成金は出ないということになります。

会長：今回の改正で25%を助成するというので、現行より良くなるということですね。

事務局：そういうことになります。

会長：他に、この改正案についてご質問等がなければ、原案通りということではよろしいでしょうか。

各委員：意義なし。

※原案どおり、苫小牧市民文化芸術振興助成金交付要綱及び苫小牧市民文化芸術振興助成金交付要綱取り扱いに係る留意事項に関し承認を得る。

### (3) 平成29年度苫小牧市民文化芸術振興事業の申請について

- ・平成29年度助成事業の申請28件について、事務局より説明(斉藤主査)平成29年度の予算380万円に対し、助成希望額493万円と113万円超えているため、助成希望額に対し70%で、それぞれ千円単位に端数が生じた場合は切り上げし、予算の範囲内で助成する旨提案

#### <質疑>

会長：平成28年度より申請件数が増えた要因はどのように考えていますか。

事務局：昨年11月に追加募集を行ったときから、それまで文団協加盟団体に周知していたものをプラスして、所属団体68団体にも周知するとともに、フェイスブックにも投稿したことによる周知がうまくいったと考えております。

会長：申請件数が増えたことは大変良い事だと思いますが、来年度募集した際、仮に40件で予算の倍の希望額となった場合は、50%の助成額になるという話になるのでしょうか。予算を増額する考えはないのでしょうか。

事務局：事務局としても、申請件数が増えるということは大変良い事であると考えておりますが、金額に関しては、平成29年度は満額の50万円の希望額を申請されている団体等は5件ありまして、毎年このような形になるかは、事業の大小によるものと考えております。お尋ねの予算の増額に関しては、単年度の実績で予算が超えたからといって増額となるかという部分については、今後検討していきたいと思っております。

委員：会場費として、リハーサルが助成対象外となっている理由について教

えていただけますか。

事務局：本番に係る当日のリハーサルに関しては対象とさせていただいておりますが、それ以外に関しては、団体の練習と取られてしまうため、対象外としています。

委員：6番の「樽前 arty 2017」に関して、事業の計画予算書の作品借上げ料として20万円となっています。これは高いような感じがします。あと、以前見に行ったことがあります。そのときは作品を販売しているが、この作品に関しても販売するのでしょうか。

事務局：販売するとは伺っておりません。この予算に関しては、複数のキュレーターさんが選んだ作品を借り上げて展示しますが、何点展示するかはまだ調整中と聞いておりますので、展示数が少なくなれば、この数字も減ると考えております。

委員：今回、70%の助成ということであるが、これは必ず出るものなのでしょうか。

事務局：この審議会で承認していただきましたら、内定通知書という形で希望額の70%を助成させていただきますという通知をします。基本はその額は助成されますが、実際に事業を行った際に、経費の節減となった場合は、この助成額より下回るということは有り得ます。

委員：70%を助成するとなっていますが、資料を見ると、必ずしもならないものもあります。例えば、3万円の事業が3万円になっているのはどうしてですか。

事務局：千円単位に端数が生じた場合は、切り上げをさせていただいておりますことから、助成希望額が大きい事業に関しましては大きな削減となっていると思いますが、一律の対応をさせていただいております。

委員：先ほどもお話がありましたが、予算オーバーが続いて、例えば、希望額の50%しか助成されないということがあった場合、事業ができないということもあると思いますが。

事務局：過去7年間に関しては、20件前後の申請件数で予算額を下回っておりまして、審議会委員の皆様からも使用してもらえるようにとお話があったので、周知方法等を検討して実施しましたら、今回は多くの申請がありまして、先ほどもご説明させていただきましたが、今回は記念事業として申請されているのも数件あり、タイミングという部分もあるかと思いますが、予算の増額に関しては、単年度の実績で予算が超えたからといって増額となるかという部分については、今後検討していきたいと思っております。

委員：確かに、満額の50万円の申請が5件ありますよね。事業の規模にも

よると思いますので、件数は28件あっても、そのうち5件で250万円となると、半分を占めている訳ですからね。

会 長：申請の受付時に、助成額が減額になるかもしれないことは伝えてますか。

事務局：事前にはお伝えしてません。そうすると、最初に受付した方と最後に受付した方と不平等が生じると思いますし、助成金の減額等の判断については、審議会にお諮りさせていただいてどのようになるか決定しないとお伝えできないかと思います。

会 長：減額になると事業ができなくなるので中止するという団体もあろうかと思いますが、その辺はどうですか。

事務局：事務局案のとおり承認していただいたとして、このあと70%が内定額となる通知をしますが、場合によってはそういったお話はあるかもしれません。

会 長：50万円で希望出したものが、70%の内定で35万円になるというのは致し方ないですが、事前にお伝えしておかないと、気持ちの整理ができないと思うので、そういった部分を和らげるような方法を取ってもらえると良いと思います。

委 員：今回予算額が超えているので、予算を削減、精査できるか打診してはいかがでしょうか。

事務局：ただ今のご質問ですが、予算を削減するのに、事業内容の変更を事務局から求めるのは、市民文化芸術振興条例の3条に「文化芸術の内容に介入し、又は干渉することのないよう十分留意するものとする。」となっております。ただ、申請があがってきた段階では、この部分は助成の対象になる・ならないなどの審査や、より良い事業にするための助言はさせていただいております。

また、先ほどからお話のありました、減額になる可能性のお話しに関しては、交付要綱の第6条の中に、予算の範囲内で交付するという一文が明記してあります。

副会長：助成金を決定する際に、端数を切り上げるというのはいかがでしょう。3万円の希望額に対し、70%で21,000円になりますが、内定額が3万円というのは。大きく削減される団体等は納得いかないかもしれませんよね。

事務局：今回のように予算額を超えたのは、平成21年度の追加募集の際にありまして、その時も70%で千円単位は切り上げるという対応をさせていただいた経緯がありましたことから、今回も千円単位は切り上げるという対応をしております。

委員：今回多くの申請がありました。事務局の努力により周知され、多くの市民に認知されたと思いますが、来年も多くの方が申請する可能性があると思いますので、満額の助成にならない旨の周知をした方がよいと思います。

事務局：要綱の中に明記してありますが、次年度から、申請の際に口頭でもお伝えするようにしたいと思います。

委員：申請数が多くなるというのは良いことだと思いますが、助成額が減額になるのはいかがなものかと考えるので、予算を増額するということにはならないのでしょうか。

事務局：今年多くの申請がありまして、この条例自体も議員立法で、事業への関心が高い事業です。今回申請額が増えたということになっておりますので、次年度の予算の組み立てのときに、これらの状況を勘案して、財政部局に提出したいと考えております。ただ、査定の結果、通るかにはわかりませんが、教育委員会の要望として提出したいと思います。

委員：計画予算の内訳ですが、大まかに積算しているのと、きちんと積算しているものがあるような印象です。予算書作成の基準が曖昧になっているように思えて、予算を大きく取っているものもあるのではないのでしょうか。それと、平成28年度、29年度の事業に関して、実際に現地に行って審査をしているのでしょうか。

事務局：事務局で毎回会場等に行き、計画どおりの事業が行われているか確認をさせていただいております。

また、予算書に関しては、会場費などあらかじめ決まっているものはそのとおり計上してもらいますが、それ以外の部分、例えば演者さんの数が未確定である場合は、最大の見込みを計上していただいたりというのはあると思います。事業内容が決定している場合は、細かく積算して、計画の予算書に記入していただいておりますが、開催日がまだ先で、未確定な部分も多いということになれば、そういう部分もあるかと思えます。

会長：この事業を実施しているときに募金箱の設置をお願いしていると思いますが、年間でどの位になっていますか。

事務局：平成28年度で、まだ未確定なのが2件ありますが、32,162円となっております。

会長：予算の総額は決まっているので、結果として減額になるのは致し方ないと思いますが、次年度からは事務局の方で一声掛けていただけることで、少しでもショックを和らげていただきたいと思えます。

会長：他に、ご意見等がなければ、原案通りということ事務局には作業を進

めていただきたくということによろしいでしょうか。

各委員：意義なし。

※原案どおり、平成29年度助成事業申請28件について、助成希望額に対し70%で、それぞれ千円単位に端数が生じた場合は切り上げし、予算の範囲内で助成することで承認を得る。

(4) その他について

特になし

4 閉会 14時58分